

**海老名市中学校給食調理施設
建設設計業務委託
選定結果報告書**

令和 3 年 6 月

海老名市

1 はじめに

海老名市の学校給食は市内12の小学校を対象として、海老名市中新田にある海老名市食の創造館（給食調理施設。以下「既存施設」という。）にて調理されています。

市内6ある中学校の給食は、「給食弁当注文方式」を平成23年度から導入しており、成長期の子どもたちに必要な栄養素、バランスの取れた給食を提供するという目的をはじめ、現在の社会情勢等を踏まえた保護者の多忙化、ひとり親世帯等支援が必要な家庭の増加に対して、セーフティーネット等の役割も果たしています。

令和元年度に開催した「学校給食検討委員会」の保護者アンケートでは、完全給食の実施を求める声が多く挙がっていることも踏まえ、中学校給食用の学校給食調理施設を建設することとしました。

建設に際しては、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守して安全かつ安心な学校給食を提供することを最大の目的とします。

また、建設に係る費用及び維持管理コストの縮減とともに、環境に配慮した施設づくりを目指すことも重要な位置付けとします。

当該施設の設計業務に当たり公募型プロポーザル方式による技術提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も的確と判断される設計者を特定することとしました。

また、本プロポーザルにおいては、施設の特性上、厨房機器の形状、仕様等が具体的な施設建設に大きく関係することから、設計業務委託者と厨房機器企業を1応募者とし選定し、厨房機器の特定も行うこととしました。

この度、令和3年4月から同年5月にかけて、計3回の選定委員会を開催し、建設設計業務委託事業者を選定しましたので、その結果を報告します。

2 施設の概要

(1) 所在地

海老名市中新田四丁目12番2号（海老名市食の創造館東側）

(2) 施設の概要

ア 構造

鉄骨造（3階建）

イ 敷地面積

約6,608㎡

ウ 延床面積

約2,100㎡を想定（既存施設は、3508.15㎡）

(3) 給食提供能力

最大4,500食、標準4,100食

※「最大4,500食」は、1日の調理で給食提供が可能な食数であり、機器上の最大容量・能力ではない。

(4) 調理対象

海老名市内6中学校（以下、令和2年5月1日現在の生徒数等）

ア 生徒 3,450人（112クラス）

※推測値では令和16年度頃に生徒数が約3,750人と最多

イ 教職員 169人

ウ その他 34人

エ 従業員数 40～50人程度（男女比3：7程度）

3 事業スケジュール

(1) 設計業務 令和3年6月中旬頃から令和4年2月末まで

(2) 建設工事 令和4年6月頃から令和5年5月末頃まで

(3) 施設稼働 令和5年9月頃から

4 費用上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (1) 委託料上限額 36,600,000円
- (2) 工事費上限額 1,600,000,000円

5 応募資格

公告日現在において、次に掲げる要件をすべて備えていること。ただし、この公告の日から契約を締結するまでの期間に、新たに次に掲げる要件をすべて満たさなくなった場合は、契約を締結することはできない。

- (1) 海老名市入札参加資格を有していること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定に基づく入札参加資格の停止期間中でないこと。
- (3) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており一級建築士が2人以上所属していること。
- (4) 法令等の規定による営業停止を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 平成23年度以降に建設が終了（終了予定を含む。）した1日4,500食以上の学校給食調理施設の設計及び監理を地方公共団体から元請として発注された実績を有する者
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6 応募者

- (1) 株式会社 相和技術研究所 神奈川事務所 所長 望月 秀樹
- (2) パシフィックコンサルタンツ株式会社 横浜事務所 所長 堀之内 勝正
- (3) 共同設計株式会社 東京事務所 代表者 飯田 健太郎
- (4) A I S 総合設計株式会社 東京事務所 所長 渡邊 哲生

7 選定委員

- (1) 委員長 伊藤 修（教育部長）
- (2) 副委員長 大島 直子（海老名市立小中学校長会連絡協議会中学校長代表）
- (3) 委員 澤田 英之（教育部次長）
- (4) 委員 告原 幸治（財務部次長）
- (5) 委員 高橋 学（財務部営繕課長）
- (6) 委員 橋本 絵美里（単位 P T A 会長会代表）
- (7) 委員 山内 優里（栄養教諭）

8 選定委員会開催経過

(1) 第 1 回

ア 開催日時 令和 3 年 4 月 6 日（火）午後 3 時 26 分から午後 4 時 41 分まで

イ 会場 えびなこどもセンター 3 階 301 会議室

ウ 内容

- (ア) 海老名市中学校給食調理施設建設設計委託事業者選定委員会設置要綱について
- (イ) 事業概要及び選定委員会スケジュールについて
- (ウ) プロポーザル募集要項（案）について
- (エ) 仕様書（案）について
- (オ) 審査基準（案）について
- (カ) その他

(2) 第2回

ア 開催日時 令和3年5月19日(水)午後3時50分から午後4時25分まで

イ 会場 海老名市役所7階 706会議室

ウ 内容

(ア) 第1回選定委員会での整理事項について

(イ) 第1次審査の結果について

(ウ) 第2次審査の採点方法の確認について

(エ) 第3回選定委員会について

(オ) その他

(3) 第3回

ア 開催日時 令和3年5月28日(金)午前9時50分から午後3時50分まで

イ 会場 海老名市役所4階 401会議室

ウ 内容

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

(イ) 最終結果

9 審査方式

(1) 第1次審査

応募者から提出された書類により参加資格の審査を行い、その審査により第2次審査対象者を複数者選定する。

(2) 第2次審査

6つの課題に基づくプレゼンテーションの後、ヒアリングを実施し、最も優れた1者(以下「最優秀者」という。)及び次点1者をそれぞれ特定する。

時間配分は、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分とする。

(3) 評価項目

本プロポーザルの評価項目は、次のとおりです。

ア 第1次審査

提出された審査書類について、応募者の必要参加資格を満たしているか等について審査を実施する。

イ 第2次審査

被審査側の参加者は最大4名とし、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会が次に掲げる項目にて総合的に審査し、海老名市が最優秀者等を決定する。

(ア) 環境配慮及び災害時利用に関すること。

(イ) 厨房機器及びゾーニングに関すること。

(ウ) 施設全体に関すること。

(エ) その他に関すること。

(オ) 費用に関すること。

10 審査結果

(1) 第1次審査結果

全ての応募者が参加資格を有する。

(2) 第2次審査結果

ア 最優秀者 株式会社 相和技術研究所 神奈川事務所 780点

イ 次点者 共同設計株式会社 東京事務所 767点

11 総評

本プロポーザルの審査に当たり、4社から応募をいただき、各社からは、本設計業務における審査項目である「環境配慮及び災害時利用」、「厨房機器及びゾーニング」等に関し、それぞれの社が有する知見を十分に活かした提案がなされた。また、複層階におけるフロア配置や使用する熱源についても、各社の考えが反映された提案を受けた。

選考の結果、「環境配慮及び災害時利用」、「厨房機器及びゾーニング」及び

「費用」の項目において、他社に比較して高得点であり、総得点が最も高かった
「株式会社 相和技術研究所 神奈川事務所」を最優秀者として決定した。次点に
は、「施設全体」の項目において、他社に比較して高得点であり、総得点が２番目
に高かった「共同設計株式会社 東京事務所」を決定した。

海老名市中学校給食調理施設建設設計委託事業者選定委員会

委員長 伊藤 修